令和４年７月 26 日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

BA.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた
感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに
積極的疫学調査の実施について

平素は、本会事業の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、大阪府より通知がありました。
本通知は、令和４年7月22日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より内容を一部改正されたことによるものです。
主に、保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から、濃厚接触者の待機期間、及び発生届に基づく保健所等の対応について見直しがされており、7月22日より適用とされております。
貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【添付資料】
・令和4年7月22日一部改正（厚生労働省事務連絡）「BA.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日）

【参考】
・令和４年度感染症法関係通知（大阪府ホームページ）
https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa4nentuti.html

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（TEL:06-6763-7012）